

宮城県誕生150周年記念 講演および記念演奏会

宮城県誕生150周年を記念して、記念講演および記念演奏会を開催します。

- 日時 9月3日(土)
13:00~15:30
 - 場所 宮城県庁2階講堂
 - 内容
 - ①【記念講演】講師 東北大学名誉教授 平川新氏
 - ②【記念演奏】演奏 宮城県警察音楽隊
 - 定員 200人(応募多数時抽選)
 - 申込方法 7月4日(月)から宮城県150周年記念特設サイトに募集案内を掲載します。
- ☎宮城県企画部企画総務課
☎022-211-3872



新しい「介護保険負担割合証」をお送りします

要介護認定などを受けている方に交付している負担割合証の適用期間は7月31日までです。新しい負担割合証を7月末日までに郵送します。8月1日以降に介護サービスを利用する際には、必ずサービス事業者などに介護保険の保険証と一緒に新しい負担割合証を提示してください。なお、介護サービスを利用

した場合の利用者負担額は、原則として1割負担、一定以上の所得がある方は2割負担、2割負担の方のうち、特に所得が高い方は3割負担になります。詳細は次の表をご覧ください。※年度途中でも所得更正や世帯員異動により負担割合が変更になることがあります。

☎長寿課 ☎22-1361

| 要件 | 利用者負担 |
|--|-------|
| ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上 ①と②両方の要件に該当する方 | 3割 |
| ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上 3割の要件に該当せず、①と②両方の要件に該当する方 | 2割 |
| 上記以外の方 | 1割 |

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。

白石市職員募集

■職種職種・受験資格など

- 職種・採用人員
【初級(高校卒業程度)】
- ①行政: 3名程度
- ②建築: 若干名
- 【労務職】
- ③運転業務員: 1名程度
- 【社会人経験者】
- ④主任介護支援専門員: 1名程度
- 受験資格 市ホームページの試験案内をご覧ください。

■第1次試験

- 申込期限 8月4日(木)
 - 試験内容・受験日等
 - ①・②教養試験、作文試験
9月18日(日)
 - ③作文試験
9月18日(日)
 - ④SPI3 7月8日(金)~8月15日(月)
- ☎総務課 ☎22-1331



「白石夏まつり」 を開催します

すまいる広場でのステージ発表や白石駅前通りでの盆踊りと盛りだくさんで実施します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、マスク着用や手指消毒など協力ください。

- 日時 8月13日(土)15:00~すまいる広場ステージイベント、18:30~盆踊り
- ※変更になることがあります。
- 場所 すまいる広場および白石駅前通り
- ☎白石夏まつり実行委員会(商工観光課内) ☎22-1321

司法書士 相続・法律無料相談会

相続手続き、遺言書の作成、借金、会社の登記、成年後見などに関する無料相談会を実施します。

- 日時 7月6日(水)・8月3日(水) 9:00~12:00
- 会場 市役所3階第3会議室
- 申込方法 平日9:00~17:00に電話で予約ください。
- ※相談会は予約優先です。
- ※新型コロナウイルスの影響で中止になる場合があります。
- ☎宮城県司法書士会 ☎022-263-6755

「しろいし安心メール」登録はこちらから

【PC・スマートフォン用】 【フィーチャーフォン用】

[@sg-p.jp] ドメインからのメールを受信できるように設定してください。

「後期高齢者医療保険料決定通知書」「国民健康保険税納税通知書」 「介護保険料決定通知書」を送付します

■介護保険料(7月上旬発送)

●令和4年度の保険料額

| 段階 | 月額 | 年額 |
|----|--------|----------|
| 第1 | 1,680円 | 20,100円 |
| 第2 | 2,800円 | 33,600円 |
| 第3 | 3,920円 | 47,000円 |
| 第4 | 5,040円 | 60,400円 |
| 第5 | 5,600円 | 67,200円 |
| 第6 | 6,720円 | 80,600円 |
| 第7 | 7,280円 | 87,300円 |
| 第8 | 8,400円 | 100,800円 |
| 第9 | 9,520円 | 114,200円 |

被保険者および同一世帯員の前年の所得金額などにより段階が決定します。

■後期高齢者医療保険料 (7月中旬発送)

- 令和4年度の保険料率など(令和4年度改正)
所得割率 8.62%
均等割額 44,640円
限度額 66万円
- 軽減制度
世帯主と加入者の前年の所得に応じて保険料が軽減されます。

●国民健康保険税(7月中旬発送)
●納税義務者
納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険の加入者でなくても、同じ世帯に国保加入者がいる場合は合算して世帯主あてに納税通知書を送付します。

●令和4年度の保険税額

| | 医療分 | 後期支援 | 介護分 |
|-----|---------|--------|--------|
| 所得割 | 6.8% | 2.1% | 1.8% |
| 均等割 | 22,800円 | 7,200円 | 8,400円 |
| 平等割 | 22,000円 | 5,400円 | 4,200円 |
| 限度額 | 65万円 | 20万円 | 17万円 |

※令和4年度限度額改正

●低所得者軽減制度
世帯主と加入者の前年中の所得に応じて税額が軽減されます。

●未就学児の均等割が減免されます
未就学児(平成28年4月2日以降生まれ)の均等割の半額が減免されます。申請は不要です。

●非自発的失業者軽減制度
倒産や解雇など、自己都合ではない離職により国保に加入した方のうち、雇用保険受給資格65歳未満の方は、軽減制度があります(申請が必要です)。

●令和4年福島県沖地震による減免について
り災証明により中規模半壊以上の判定を受けた方の国保税および介護保険料、半壊以上の判定を受けた方の後期高齢者医療保険料は、申請により一部が減免されます。対象となる方へは、通知書に案内を同封しますのでお手続きください。

☎税務課 ☎22-1313
宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1021

●令和4年福島県沖地震による減免について
り災証明により中規模半壊以上の判定を受けた方の国保税および介護保険料、半壊以上の判定を受けた方の後期高齢者医療保険料は、申請により一部が減免されます。対象となる方へは、通知書に案内を同封しますのでお手続きください。

☎NHK仙台放送局 ☎022-211-1042

帯主が国民健康保険の加入者でなくても、同じ世帯に国保加入者がいる場合は合算して世帯主あてに納税通知書を送付します。

●令和4年度の保険税額

| | 医療分 | 後期支援 | 介護分 |
|-----|---------|--------|--------|
| 所得割 | 6.8% | 2.1% | 1.8% |
| 均等割 | 22,800円 | 7,200円 | 8,400円 |
| 平等割 | 22,000円 | 5,400円 | 4,200円 |
| 限度額 | 65万円 | 20万円 | 17万円 |

※令和4年度限度額改正

●低所得者軽減制度
世帯主と加入者の前年中の所得に応じて税額が軽減されます。

●未就学児の均等割が減免されます
未就学児(平成28年4月2日以降生まれ)の均等割の半額が減免されます。申請は不要です。

●非自発的失業者軽減制度
倒産や解雇など、自己都合ではない離職により国保に加入した方のうち、雇用保険受給資格65歳未満の方は、軽減制度があります(申請が必要です)。

●令和4年福島県沖地震による減免について
り災証明により中規模半壊以上の判定を受けた方の国保税および介護保険料、半壊以上の判定を受けた方の後期高齢者医療保険料は、申請により一部が減免されます。対象となる方へは、通知書に案内を同封しますのでお手続きください。

☎税務課 ☎22-1313
宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1021

●令和4年福島県沖地震による減免について
り災証明により中規模半壊以上の判定を受けた方の国保税および介護保険料、半壊以上の判定を受けた方の後期高齢者医療保険料は、申請により一部が減免されます。対象となる方へは、通知書に案内を同封しますのでお手続きください。

☎NHK仙台放送局 ☎022-211-1042

●令和4年福島県沖地震による減免について
り災証明により中規模半壊以上の判定を受けた方の国保税および介護保険料、半壊以上の判定を受けた方の後期高齢者医療保険料は、申請により一部が減免されます。対象となる方へは、通知書に案内を同封しますのでお手続きください。

☎NHK仙台放送局 ☎022-211-1042

●令和4年福島県沖地震による減免について
り災証明により中規模半壊以上の判定を受けた方の国保税および介護保険料、半壊以上の判定を受けた方の後期高齢者医療保険料は、申請により一部が減免されます。対象となる方へは、通知書に案内を同封しますのでお手続きください。

☎NHK仙台放送局 ☎022-211-1042

●令和4年福島県沖地震による減免について
り災証明により中規模半壊以上の判定を受けた方の国保税および介護保険料、半壊以上の判定を受けた方の後期高齢者医療保険料は、申請により一部が減免されます。対象となる方へは、通知書に案内を同封しますのでお手続きください。

☎NHK仙台放送局 ☎022-211-1042

適用期間は離職した年度と翌年度の2年度間です。昨年度分から適用開始された方は再申請不要で本年度も適用されます。

■新型コロナウイルス感染症 による収入減少への減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年に比べ今年の収入が減少した自営業や給与所得者などの方には、減免制度があります。詳細は通知書に同封しているチラシをご覧ください。

■令和4年福島県沖地震による減免について

り災証明により中規模半壊以上の判定を受けた方の国保税および介護保険料、半壊以上の判定を受けた方の後期高齢者医療保険料は、申請により一部が減免されます。対象となる方へは、通知書に案内を同封しますのでお手続きください。

☎税務課 ☎22-1313
宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1021

●令和4年福島県沖地震による減免について
り災証明により中規模半壊以上の判定を受けた方の国保税および介護保険料、半壊以上の判定を受けた方の後期高齢者医療保険料は、申請により一部が減免されます。対象となる方へは、通知書に案内を同封しますのでお手続きください。

☎税務課 ☎22-1313
宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1021